

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 81 R0
提出年月日	令和 4 年 4 月 5 日

核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料

## 目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
2.1 第16条 第一号の要求に係る申請対象	1
2.2 第16条 第二号の要求に係る申請対象	1
2.3 第17条の要求に係る申請対象	1
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	2

添付1 変更内容に係る補足説明事項について

## 1. 概要

本資料は、申請区分②「使用を廃止する設備の存置保管廃棄等（廃棄物建屋の増設）」申請（以下「本申請」という。）の【核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

## 2. 申請対象と技術基準規則の関係

本申請において説明している内容は、「技術基準規則 第 16 条 搬送設備」及び「技術基準規則 第 17 条 核燃料物質の貯蔵施設」に基づく説明である。本申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。

### 2.1 第 16 条 第一号の要求に係る申請対象

第 16 条 第一号の要求事項「通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。」は、核燃料物質を搬送する設備に適用される要求である。

本申請において新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、核燃料物質を搬送する設備を設置しないことから、本申請において本項の要求事項に該当する設備はない。

また、本申請における建物、設備及び機器の新設により、既設の核燃料物質を搬送する設備への変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。

### 2.2 第 16 条 第二号の要求に係る申請対象

第 16 条 第二号の要求事項「核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。」は、核燃料物質を搬送する設備に適用される要求である。

本申請において新設する B ウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、核燃料物質を搬送する設備を設置しないことから、本申請において本項の要求事項に該当する設備はない。

また、本申請における建物、設備及び機器の新設により、既設の核燃料物質を搬送する設備への変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。

### 2.3 第 17 条の要求に係る申請対象

第 17 条の要求事項「核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。」は、核燃料物質の崩壊

熱を除去する必要がある施設に適用される要求であり，本施設は，事業変更許可申請書に示すとおり，崩壊熱除去等のため常時冷却を必要とする設備及び機器はないことから，本項の要求事項に該当する設備はない。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項  
説明書での申請内容に関する補足説明を添付 1 に示す。

## 添付 1

変更内容に係る補足説明事項について

設工認申請書	補足説明	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第16条、第17条に基づき、核燃料物質を搬送する能力を有すること等について説明するものである。なお、第17条については、本施設において、崩壊熱除去等のため常時冷却を必要とする設備及び機器はないことから該当しない。</p> <p>本資料では、廃棄物建屋の増設に関する搬送設備の核燃料物質を搬送する能力について説明する。</p> <p><u>本施設における搬送設備の核燃料物質を搬送する能力に関する設計の概要は以下のとおりである。</u></p> <p><u>・UF<sub>6</sub> シリンダ類及び付着ウラン回収容器の移動に用いる天井走行クレーン、シリンダ搬送台車及びシリンダ搬出上台車は、これらのシリンダ等の重量に対して十分な強度を有する設計等とするものである。</u></p> <p><u>本申請において新設するBウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、核燃料物質を搬送する設備及び核燃料物質を貯蔵する設備を設置するものではない。</u></p> <p><u>また、本申請における建物、設備及び機器の新設により、既設の核燃料物質を搬送する設備及び核燃料物質を貯蔵する設備への変更は生じないため、本申請にて変更は行わない。<sup>(注1)</sup></u></p>	<p>(注1) 事業変更許可申請書及び既認可における貯蔵施設に関する基本方針は、以下のとおり。</p> <p>1. 搬送設備</p> <p>UF<sub>6</sub> シリンダ類及び付着ウラン回収容器の移動に用いる天井走行クレーン、シリンダ搬送台車及びシリンダ搬出上台車は、これらのシリンダ等の重量に対して十分な強度を有する設計とする。</p> <p>天井走行クレーンにはUF<sub>6</sub> シリンダ類及び付着ウラン回収容器を、落下試験により閉じ込め性を維持できることを確認した高さ（シリンダ1段積みで1.2 m及びシリンダ2段積みで1.85 m）以上に吊り上げることを防止する吊り上げ高さ制限インターロック及び電源喪失時に吊り上げ状態を維持する保持機能を設ける設計とする。また、シリンダ類の搬送中の転倒・落下を防止する設計とする。</p> <p>2. 貯蔵設備</p> <p>核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する貯蔵設備を設ける設計とする。なお、取り扱う核燃料物質（未照射ウラン）の放射能が低いことから、本施設において、崩壊熱除去等のため常時冷却を必要とする設備及び機器はない。</p>	